



## 阿武町事業継続緊急サポート給付金

新型コロナウイルス感染症により、顕著な影響が現れている

町内事業者の事業継続をサポートするため

減少した年間売上高の **10%** の給付金を支払う制度を創設しました。

**\*対象要件、給付額の計算方法は以下のとおり。**

◆以下①～③に該当する町内で事業を行っている事業者

①令和3年1月1日時点で事業を行っており、申請日以降も事業継続予定の事業者

②平成31年1月から令和元年12月までの売上高が50万円以上の事業者

③令和2年の年間売上高が令和元年の年間売上高に比べ20%以上減少かつ減少額が30万円以上の事業者

\*売上には国の支援金や他の補助金などを含まず

◆給付額：減少した売上高の10%（上限50万円、千円未満切り捨て）

◆申請期日：令和3年6月30日まで



お問い合わせ先

〒759-3622

山口県阿武郡阿武町大字奈古 2636

電話：08388-2-3111

FAX：08388-2-2090

E-mail：[machisui04@town.abu.lg.jp](mailto:machisui04@town.abu.lg.jp)

阿武町役場 まちづくり推進課

